

## 千歳市まちなか地域イノベーション創出業務プロポーザル審査委員会設置要綱

### (設置)

第1条 千歳市まちなか地域イノベーション創出業務を実施するに当たり、プロポーザル方式により、その業務の履行に最も適した契約の相手方となる候補者の特定を厳正かつ公正に行うため、千歳市まちなか地域イノベーション創出業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 審査委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 審査方法及び評価基準に関する事項
- (2) 企画提案書等及びヒアリングの審査及び評価に関する事項
- (3) 受注候補者の特定に関する事項
- (4) その他審査委員会において必要と認めた事項

### (組織)

第3条 審査委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 産業振興部長
- (2) 産業振興部次長
- (3) 産業振興部商業労働課長
- (4) 産業振興部商業労働課商業振興係長
- (5) 産業振興部商業労働課主査（エリアマネジメント推進担当）

2 委員の任期は、受注者が決定した日までとする。

### (委員長の職務等)

第4条 審査委員会に委員長を置き、産業振興部長をもって充てる。

2 委員長は、審査委員会を代表し、審査委員会の事務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 審査委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員長及び半数以上の委員の出席がなければ、これを開くことができない。

### (意見の聴取)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者から意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

### (中立の保持)

第7条 委員は、千歳市まちなか地域イノベーション創出業務プロポーザルに参加して

いる者（以下「参加者」という。）に対して、特定の利益又は不利益を与える行為をしてはならない。

2 委員は、自己及びその三親等以内の親族が、参加者の理事その他役員を務める場合は、審査に参加することができない。

（庶務）

第8条 審査委員会の庶務は、産業振興部商業労働課主査（エリアマネジメント推進担当）において処理する。

（守秘義務）

第9条 審査委員会の委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が審査委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月11日から施行する。